

# 部活動基本方針

令和7年4月1日

## 1 部活動の意義

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本校の設置部活動

運動部19 文化部14 計33の部を設置する。

### 【運動部】

野球 陸上競技 バasketボール(男) Basketball(女) バレーボール(男)  
バレーボール(女) 卓球 サッカー(男) サッカー(女) ソフトボール バドミントン(男)  
バドミントン(女) 剣道 レスリング 弓道 テニス(男) テニス(女) 空手道

### 【文化部】

珠算・電卓 簿記 ワープロ コンピュータ 美術 吹奏楽 演劇

### 【同好会】

水泳 料理 英語 競技かるた 科学

### 【クラブ】

茶道 華道 インターアクト・JRC

## 3 本校部活動の目標

- ① 部活動を通して、競技力や技能の向上を目指すとともに、逞しく粘り強い精神と体力、豊かな感性を養成し、好ましい人間関係の構築を図る。
- ② 活動を通して、礼儀・挨拶・清掃等、社会に出て役立つ態度や習慣を育成する。
- ③ 運動部及び文化部の自主的・主体的で活発な活動を促し、学校全体の活性化を図る。

## 4 具体的な指導方針

### (1) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・学期中は週1日以上休養日を設定する。(詳細は各部ごとの活動計画による)
- ※大会参加等により、やむをえず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

#### ③ 活動時間

- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とし、計画的な練習メニューに基づき、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・練習試合等で終日の活動となる場合においても、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

#### ④ 朝練習について

- ・練習の趣旨や効果等を明確にし、生徒及び保護者の理解のもと実施する。
- ・生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮して実施する。

#### ⑤ その他

- ・年間スケジュールを作成し、各部の状況に応じて、土、日曜日の休業日設定も検討する。
- ・定期考査前には、学習時間が確保できるように十分に配慮する。原則として考査前1週間は、活動を自粛する。公式試合等が直後にある場合等は、届出をして行うこと。

## (2) 安全対策について

- ① 事故等の未然防止のため、環境整備・安全点検を心がけ、安全に活動できる環境を整える。  
また、屋外の活動においては雷雨の接近や熱中症警戒アラート発令等の場合は躊躇することなく活動を中止する。
- ② 顧問は、生徒の健康状態を常に把握し指導に当たる。熱中症予防のための対策や感染症対策等は十分に講ずる。
- ③ 事故等が発生した際には、応急処置・救急車要請・管理職や保護者への報告等を迅速・確実に実施する。

※AED設置場所・・・第2体育館、保健室、太田中学校の生徒玄関内

## (3) 経費について

- ① 活動に当たる経費は生徒会費から補助する。
- ② 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、徴収する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その取扱は以下の通りとする。
  - (ア) 年間複数回、部費を徴収し、複数回支払いがある部は、通帳と出納簿を作成する。
  - (イ) 通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
  - (ウ) 年度末に会計報告をするとともに教頭の監査を受ける。
  - (エ) 会計の管理は一人で行わず、必ず複数の顧問で行う。

## 5 参加する大会等について

部活動として参加する大会等は、以下の点に該当するものであること。

- ① 県高体連や県高野連、県高文連の主催大会、各種団体が主催するコンクール大会や発表会、県・市主催、各種団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、参加に要する費用の多寡、生徒の心身の健康などについても考慮して、参加する大会等を精選すること。
- ② 顧問が引率して参加すること。
- ③ 宿泊を伴う場合や県外の大会などに参加する場合には、保護者から参加同意書を徴すること。

## 6 部活動運営について

- (1) 外部指導者について専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。
- (2) 適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会などを活用する。委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策を提案してもらう機会を設ける。
- (3) 体罰等の根絶について学校教育活動の一環として行われる部活動は、良好な人間関係を基本とするものであり、指導に当たっては、体罰は当然のこと、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対に行わない。
- (4) 「訪問者名簿」を活用し、来校者の把握に努める。